

12) 文部省検定済の中等諸学校用・生理衛生教科書について

Studies on the Textbook of Physiology and Hygiene for Use in the Schools of Secondary Grade Authorized by the Ministry of Education

大垣女子短期大学 下総 高次

Takaji Shimoosa, Ogaki Women's College

明治18年、森 有禮は文部大臣に任ぜられ、教育制度の大刷新を行った。明治19年3月1日「帝国大学令」を發布、4月さらに、「師範学校令」、「小学校令」、「中学校令」、「諸学校通則」を發布して、学校系統を確立した。

中学校令(明治19年4月10日 勅令第15号)これは、わが国の中等教育制度を確立したものである。全9条のうち、第2条：中学校ヲ分チテ高等・尋常ノ2等トス。第7条：中学校ノ学科及其程度ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル。第8条：中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ。とある。

尋常中学ノ学科及其ノ程度<明治19年6月22日 文部省令第14号>第1条：尋常中学校ノ学科ハ倫理、国語、漢文、第一外国語、第二外国語、地理、歴史、数学、博物、物理、化学、習字、図画、唱歌及体操トス。第一外国語ハ通常英語トシ、第二外国語ハ通常独語若クハ佛語トス。第2条：尋常中学校ノ修業年限ハ5ヶ年トス。……第3条以下略す。

明治24年12月14日 中学校令中改正<明治19年勅令第15号中学校令中改正追加>

第14条：「高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ実施スルトコロニシテ、尋常中学ノ種類トス、…」とある。これは、女子教育に関する初めての規定であった。

中等教育 生理衛生教科書について

文部省指定の教授要目に基いて編纂したもので、「博物科」の1分科「生理篇」を成す。

目 次

第I章 人体の構造 第1節 人体の特徴。第2節 細胞、組織、器官。第II章 骨骼系 第1節 骨の構造、联接及び作用。第2節 主要なる骨。第III章 筋肉系 第1節 筋肉の種類、構造及び

作用。第2節 主要な筋肉。第3節 衛生及び疾患。第4章 消化系 第1節 飲食物。第2節 消化器の構造及び作用。第3節 衛生及び疾患。第5章 循環系 第1節 血液。第2節 循環系の構造及び作用。第3節 淋巴、血脈。第4節 衛生及び疾患。第6章 呼吸系 第1節 呼吸系の構造及び作用。第2節 発声器。第3節 衛生及び疾患。第7章 排泄系 第1節 排泄系の構造及び作用。第2節 衛生及び疾患。第8章 皮膚 第1節 皮膚の構造及び作用。第2節 衛生及び疾患。第3節 衣服。第9章 神経系 第1節 神経系の構造及び作用。第2節 衛生及び疾患。第10章 五官器 第1節 眼。第2節 耳。第3節 鼻、舌、触感器。第11章 全身に関する事項 第1節 新陳代謝。第2節 体温。第3節 発育及び老衰。第12章 衛生の心得 第1節 個人衛生。第2節 社会衛生。

以上の項目のうち、第4章 消化系 第2節 消化器の構造及び作用に記載された、歯の種類、名称、構造について調べた。資料は、明治21年~昭和11年に亘って出版された、文部省検定済の中等教育・生理衛生教科書14冊を用いた。以下に示した年月日は、それら教科書に記載された同検定済の日付である。

1. 歯の種類及び歯の名称について

1) 明治21年6月9日。種類：1時歯と永久歯。名称：切歯、犬歯、二尖歯、齲歯。

2) 明治27年5月4日。種類：乳歯と永久歯。名称：切歯、犬歯、小齲歯、大齲歯。

3) 明治34年4月27日。種類：乳歯と成歯。名称：門歯、犬歯、臼歯。

4) 明治40年1月9日。種類：乳歯と成歯。名称：前歯、犬歯、前臼歯、後臼歯。

以上の如く、各書物間に用語の相違がみられた。

5) 明治37年3月20日。6) 明治43年1月17日。7) 明治43年2月24日。8) 大正3年12月17日。9) 大正5年12月14日。10) 大正6年12月20日。11) 大正6年12月24日。12) 大正11年2月23日。13) 昭和4年5月16日。14) 昭和11年12月4日。

以上5)~14)の教科書は、すべて、「歯の種類：乳歯と永久歯。歯の名称：門歯、犬歯、小臼歯、大臼歯。」として統一されていた。

11. 歯の3構造について

珐瑯質と白亜質の名称は、14冊の教科書すべてに共通であったが、象牙質については、以下の如く、年代的に差異がみられた。

「1) 明治21年6月9日：牙質。2) 明治27年5月4日：象牙質。3) 明治34年4月27日：歯質。4) 明治37年3月20日：歯質。5) 明治40年1月9日：歯質。6) 明治43年1月17日：歯質。7) 明治43年2月24日：象牙質。8) 大正3年12月17日：象牙質。9) 大正5年12月14日：歯質。10) 大正6年12月20日：象牙質。11) 大正6年12月24日：象牙質。12) 大正11年2月23日：歯質(象牙質)。13) 昭和5年1月16日：象牙質。14) 昭和11年12月4日：象牙質。」

明治19年4月10日、「学校令」が公布されて以来、その後も中学校令や高等女学校令の一部改正、規則補正が幾度か行われた。しかも本質的には、大戦後の新教育制度が発足するまでの長期に亘って、この制度・内容は継続されたのである。

13) 明治中期のお歯黒習俗について一和歌山県の歯科医中村好正述「(明治25-26年) 来患者中涅歯者ノ統計報告」より

About the Patient's Tooth Black Manners and Customs that the Dental Practitioner of Wakayama Prefecture Reported from 1892 to 1893

医の博物館 樋口 輝雄

Teruo Higuchi, Museum of Medicine and Dentistry

お歯黒は涅歯、鉄漿(かね)、女元服とも呼ばれ、江戸時代には既婚女性の習俗となった。江戸後期の文化10年(1813)に刊行され、伝統的な化粧法を体系づけた『女子愛敬/都風俗化粧伝』には、「虫くい歯のいたみ治す薬の伝」「鼻の低きを高う見する伝」などとともに、「鉄漿(かね)を付ける伝」が収録されている。谷崎潤一郎は『陰翳礼賛』の中で、「……鉄漿などと云う化粧法が行われたのも、その目的を考えると、顔以外の空隙へ悉く闇を詰めてしまおうとして、口腔へまで暗黒を唧(ふく)ませたのではないであろうか」と述べているが、お歯黒の習俗は、日本家屋内の光彩や女性の

挙措から生じた、極めて蠱惑的化粧法だったのだろう。

このお歯黒の弊害について、明治5年、福沢諭吉の『かたわ娘』出版を機に、当時の新聞紙上で「涅歯禁令論」が論議された。歯科医の側からは、明治12年に桐村克巳が郵便報知新聞に「涅歯の害を論ず」を投稿し、「……涅歯は歯の不養生の最も大なるものなり。婦人たるもの、あに省みざるべけんや」と世人に訴えた。また、高山紀斎は『保歯新論』(明治14年)の中に「第二十 鉄漿論」の章を設け、世界の三大悪習慣として、西洋婦人のコルセット装着による細腰、中国女性の纏足、日本女性のお歯黒をあげ、涅歯の起原については『嬉遊笑覧』の記述を引用している。

そして、お歯黒に関する定点的・定時的な実態調査としては、和歌山県の歯科医中村好正による「来患者中涅歯者ノ統計報告」が唯一のものだろう。この報告は、明治27年3月の『歯科研究会月報』第39号に掲載されており、「明治25年5月より同年12月に至る8ヶ月間の女子来患者総数は142人にしてこの内未婚の者43人と無歯の老嫗2人を除けば、既婚婦97人、素歯の者25人、25.7%、涅歯者72人、74.3%、……26年1月より同年12月に至る1ヶ月間の女子来患者総数は447人にして、この内未婚の者158人と無歯の者老嫗1人を除く既婚婦288人、素歯の者86人、29.96%、涅歯者202人、70.04%」と具体的な数値をあげている。中村は「当時わが和歌山県における涅歯者の多きことを知らるべし。余は今後ますます進んでこの未開を表する所の涅歯者を退治するに怠らざらんと欲す。請う、諸君においてもこの有害無益なる涅歯者は一日も早くわが国を放逐してその痕跡をだも見るべからざるに至らしめんことを」と結んでいるが、この報告によっても、お歯黒が齲蝕を予防したという説には疑問を感じざるを得ない。

中村好正は和歌山市の中心街において、県下ではただ一人の免許を所持する歯科医(1864年生、歯科医籍番号100番)として開業していた。東京に居住していたときには、歯科研究会の第7回例会(明治24年7月)で、「喫煙ハ齲齒ノ最良薬ナリ」、第16回例会(同25年2月)で「歯科医死体検査ニ就テ」を講演し、その要旨は『歯科研究会月報』に掲載されている。